

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究科長室の組織等に関する内規

平成16年 4月1日 制定

(設置)

第1条 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科等」という。）に研究科長・学部長（以下「研究科長」という。）の職務を助けるため、研究科長室を置く。

(構成員)

第2条 研究科長室は、研究科長のもとに、副研究科長・副学部長（以下「副研究科長」という。）、総長補佐及び研究科長補佐・学部長補佐（以下「研究科長補佐」という。）をもって構成する。

(副研究科長)

第3条 副研究科長の選考は、教授会における選挙により、これを行う。

- 2 研究科長は、前項のほか必要に応じ、教授会の承認を得て、副研究科長を指名することができる。
- 3 第1項の規定により選出された副研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第2項の規定により指名された副研究科長の任期は、1年を限度として、研究科長が定める。ただし、再任を妨げない。
- 5 第1項の副研究科長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項の副研究科長の選考に関する事項については、別に定める。
- 7 第1項から前項の規定にかかわらず、教授会の議により、教養学部等事務部長を副研究科長とすることができる。

(研究科長補佐)

第4条 研究科長補佐は、研究科長の定めるところにより、研究科長、副研究科長及び総長補佐の職務を助ける。

- 2 研究科長補佐は、次の区分の教授又は准教授のうちからそれぞれ1名とし、研究科長が任期を定めて委嘱する。
 - (1) 言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻及び附属グローバル地域研究機構
 - (2) 広域科学専攻

(その他の構成員)

第5条 第2条の規定に定めるもののほか、研究科長が特に必要と認めるときは、研究科長特任補佐・学部長特任補佐（以下「研究科長特任補佐」という。）を置くことができる。

- 2 研究科長特任補佐は、研究科等に関わる重要事項のうち、研究科長から特に命ぜられたものの処理にあたる。

(室)

第6条 研究科長室に、特定の業務を処理するため、次の室を置く。室は、研究科長の統括のもとにその任務を行う。

広報室 PEAK・GPEAK 統括室

- 2 前項の室に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、研究科長室の運営に必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年2月19日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年8月1日から施行する。